鹿角市個人住民税申告支援システム賃貸借に係る公募型プロポーザル実施要領

１．賃貸借概要

（１）賃貸借名

鹿角市個人住民税申告支援システム賃貸借

（２）賃貸借内容

鹿角市個人住民税申告支援システム賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）による。

（３）履行期間

令和８年12月１日～令和13年11月30日

（４）提案上限額

月額750,728円（消費税及び地方消費税を含む）

２．プロポーザルへの参加資格

次の掲げる条件を全て満たしていること。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者でないこと。

（２）国税及び地方税に滞納がないこと。

（３）経営状況が著しく不健全でないこと。

（４）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続きの申立てがなされた者ではないこと。

（５）鹿角市競争入札等事務処理要綱（平成22年訓令第71号）第12条の規定に基づく指名停止期間中ではないこと。

３．参加表明書の提出

参加を希望する者は、次により参加表明書を提出すること。

（１）提出書類

①参加表明書（様式第１号）

②事業者概要書（様式第２号）

※鹿角市入札参加資格者名簿に登録がない場合は、暴力団排除に関する誓約書（様式第３号）、納税証明書等、登記事項証明書、貸借対照表及び損益計算書を提出すること。

（２）提出方法

鹿角市市民部税務課課税班に持参または郵送すること。

（３）提出期限

令和８年７月15日（水）必着

※持参する場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く９時から17時の間とする。

（４）提出部数

各１部

（５）参加資格の審査

参加資格の審査結果は、参加表明書を提出した者に対し、令和８年７月16日（木）までに電子メールおよび書面により通知する。

４．質問の受付及び回答

（１）受付期間

令和８年７月13日（月）

（２）質問内容

実施要領及び参加資格、技術提案書に関することとする。なお、審査基準の配点などの審査に関する事項や、他の提案者に関する情報、その他業務の実施に必要ないと判断される質問は受け付けない。

（３）質問方法

質問書（様式第４号）に記入の上、電子メールにて提出すること。

（４）提出先メールアドレス

zeimu@city.kazuno.lg.jp

（５）回答方法

質問に対する回答は、参加表明書の提出のあったすべての者に対して、参加表明書に記載の連絡先に、電子メールまたはＦＡＸにより、令和８年７月14日（火）までに回答する。ただし、質問内容が

質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合がある。

５．技術提案書等の提出

（１）提出書類

①技術提案書表紙（様式第５号）

②技術提案書（任意様式）

技術提案書表紙に任意様式の提案書を添付し提出すること。また、仕様書別紙の機能要件書に対応可否欄等を記載して添付すること。

用紙の大きさはＡ４版とし、Ａ３版を使用する場合は折り返しとすること。

専門知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現を用いて作成すること。

③見積書

見積りは60か月の長期継続契約を前提とした積算とすること。

（２）提出方法

鹿角市市民部税務課課税班に持参または郵送すること。

（３）提出期限

令和８年７月23日（木）必着

※持参する場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く９時から17時の間とする。

（４）提出部数

８部（正本１部、副本７部）

６．審査会

本プロポーザルに参加しようとする者は、別途開催する審査会においてプレゼンテーションを行うものとする。

（１）日時

令和８年７月 28 日（火）　10 時 00 分から（予定）

※プレゼンテーションの順番については、前日までに抽選を行い、メールで通知する。

（２）場所

鹿角市役所１階　第５会議室

※リモート方式での非対面審査（Zoom を使用）に変更する場合がある。

（３）所要時間

１提案者につき、30 分以内（準備５分、プレゼンテーション 15 分、質疑応答 10 分程度）とする。

（４）追加資料

提出期限後に資料を追加することは認めない。

※リモート方式となった場合のプレゼンテーション時の画面共有についても同様とする。ただし、誤字等の修正はこの限りではない。

７．選定方法及び選定結果の通知

（１）選定方法

審査項目及び内容は、別紙１「プロポーザル審査基準」のとおりとし、応募書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を選定基準により点数化し、評価点が最も高い事業者を契約先候補者として内定する。

（２）選定結果の通知

採否を問わずに全ての提案者に対して文書により通知する。なお、審査内容、選定の理由及び選定結果に対する質疑、異議等には一切応じない。

８．契約の締結

前項により契約先候補者を決定後、その者と随意契約により契約を締結する。

契約先候補者が契約を辞退するか資格要件を満たさなくなった場合は、次点の者を契約先候補者とし、その者と随意契約により契約を締結する。

契約先候補者が１者のみの場合にあっても審査を実施し、その提案内容が本業務の受託者に適していると認められる場合は、その者を契約先候補者として選定し、随意契約により契約を締結する。

９．提案者の禁止行為及び提案無効に関する事項

提案者が、次に該当する場合は提案を無効とする。

（１）参加資格の要件を満たさなくなった場合

（２）本要領に示した提出期限、提出方法、作成要領等の条件に適合しない書類の提出があった場合

（３）提出書類に虚偽の記載があった場合

（４）選考結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

10．留意事項

（１）応募の辞退

参加表明書の提出後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

（２）提出書類の取扱い

提出書類は理由の如何にかかわらず返却せず、本市の責任において処分する。

（３）費用負担

参加表明書及び技術提案書の作成、プレゼンテーション等に係る費用は、提案者の負担とする。

（４）追加書類

本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合がある。

（５）提案の著作権に関する事項

提出された技術提案書等の知的財産は提案者に属するが、本市は事業者の選考に必要な範囲内において全部または一部の複製を作成することがある。

（６）資料等の目的外使用の禁止

本市が提供する資料は、応募に関わる検討のための目的以外で使用することを禁じる。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、または内容を提示等することを禁じる。

（７）公文書

提出された技術提案書等は、鹿角市情報公開条例（平成９年鹿角市条例第 27 号）第２条第２号に定める公文書となり情報公開請求の対象となり、同条例の定める不開示情報を除いて開示される場合がある。

11．その他

本要領に定めのない事項については、本市の指示によるものとする。

12．スケジュール

事業者選定までの事務手順は、次のとおりとする。なお、日程が変更になる場合は、担当課より事業者に連絡する。

内　　容	期　間　等
プロポーザル公告日	令和８年７月７日（火）
公募型プロポーザル実施要領の公表	
質問書の受付開始	
参加表明書の提出期限	令和８年７月 15 日（水）
質問書の受付期限	令和８年７月 13 日（月）
参加表明に対する可否の通知	令和８年７月 16 日（木）
企画提案書の提出期限	令和８年７月 23 日（木）
審査会（プレゼンテーション）実施日	令和８年７月 28 日（火）
選考結果の公表・通知書の発送	令和８年７月 29 日（水）
契約締結	令和８年７月下旬

13．担当課

鹿角市市民部税務課課税班

〒018－5292　秋田県鹿角市花輪字荒田４番地１

電　話　0186－30－0213

ＦＡＸ　0186－23－3884

E-mail　zeimu@city.kazuno.lg.jp